

改正 平成17年3月25日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市情報公開条例(平成16年伊豆市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書(様式第1号)とする。
(開示決定等の通知書)

第3条 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第2号)

(2) 条例第11条第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第3号)

(3) 条例第11条第2項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第4号)

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 条例第13条第2項の書面 開示決定等期間延長通知書(様式第5号)

(2) 条例第13条第3項の書面 開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)

(事案移送通知書)

第5条 条例第14条第1項の書面は、事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する通知)

第6条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める通知書等により行うものとする。

(1) 条例第15条第2項の書面 意見照会書(様式第8号)

(2) 条例第15条第3項の書面 開示決定をした旨の通知書(様式第9号)

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(公文書の開示の実施)

第8条 公文書(公文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。次項において同じ。)の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認

めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

- 3 公文書の写し(前条第1号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したもの並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものを含む。)の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

(審査会諮問通知)

第9条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第10号)により行うものとする。

(伊豆市情報公開審査会)

第10条 伊豆市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 審査会は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第12条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人等)

第13条 条例第30条第1項に規定する規則で定める出資法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって、当該法人の保有する情報の公開を推進することが必要であると実施機関が認めるもの

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

様

郵便番号

住 所 (法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地)

開示請求者

氏 名 (法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

伊豆市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	<p>1 市内に住所を有する者</p> <p>2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所等の名称) (事務所等の所在地)</p> <p>3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称) (勤務先の所在地)</p> <p>4 市内に存する学校に在学する者 (学校の名称) (学校の所在地)</p> <p>5 当該実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 (利害関係の内容)</p>
<p>公文書の開示を請求することができるものの区分</p> <p>(1 から 5 までのうち、該当するものを一つで囲み、() 内に必要な事項を記入してください。)</p>	<p>1 閲覧又は視聴</p> <p>2 写しの交付</p> <p>(1) 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。</p> <p>(2) 窓口での交付を希望する。 郵送での交付を希望する。</p>
<p>開示の方法の区分</p> <p>(希望する方法に L 印を付してください。)</p>	

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 即日開示	2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合のみ記入すること。)		
担 当 課 ・ 局 等		
備 考		

様式第2号(第3条関係)	略
様式第3号(第3条関係)	略
様式第4号(第3条関係)	略
様式第5号(第4条関係)	略
様式第6号(第4条関係)	略
様式第7号(第5条関係)	略
様式第8号(第6条関係)	略
様式第9号(第6条関係)	略
様式第10号(第9条関係)	略